改定日 (適用日)	名称	該当箇所	現行約款	改定後約款	内容
2025/11/1	ALL in Oneメール Pro/ALL in One メール Gateway サービス契約約款		第14条 (利用の制限) 1. 〈条文省略〉 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金 (1ヶ月を30日とする日割換算) の支払義務を免れるものとします。	第14条 (利用の制限) 1、 、現行どおり > 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金 (各回別かつ24時間毎に1日とみなし、24時間未満の時間は切捨てとし、1ヶ月を30日とする日割換算) の支払義務を免れるものとします。	条文内容を明確化 致します。
		第20条	第20条 (反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。 (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合 (2) ~ (5) <条文省略>	第20条(反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。 (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団およびその他の犯罪集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合 (2) ~ (5) < 現行どおり>	暴排条項を明確化 致します。
			2. <条文省略>	2. < 現行どおり >	
2025/11/1	ALL in Oneメール Liteサービス契約 約款		第14条 (利用の制限) 1.〈条文省略〉 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金 (1ヶ月を30日とする日割換算)の支払義務を免れるものとします。	第14条 (利用の制限) 1、<現行どおり> 2、契約者は、前項により本サービスの利用制限または停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金 (各回別かつ24時間毎に1日とみなし、24時間未満の時間は切捨てとし、1ヶ月を30日とする日割換算) の支払義務を免れるものとします。	条文内容を明確化 致します。
		第20条	第20条 (反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとしませ	第20条 (反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとしませ	暴排条項を明確化 致します。
			(1) <u>暴力団、暴力団構成員、準構成員、集力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力</u> (以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合 (2) ~ (5) <条文省略>	7。 (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標 ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団およびその他の犯罪集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合 (2)~(5)<現行どおり>	
			2. <条文省略>	2. < 現行どおり >	
2025/11/1	025/11/1 ALL in Oneメール メール配信サーヒ ス契約約款	第14条	第14条 (利用の制限) 1、〈条文省略〉 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金 (1ヶ月を30日とする日割換算)の支払義務を免れるものとします。	第14条 (利用の制限) 1、、現行どおり> 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金 (各回別かつ24時間毎に1日とみなし、24時間未満の時間は切捨てとし、1ヶ月を30日とする日割換算) の支払義務を免れるものとします。	条文内容を明確化 致します。
		第20条	第20条 (反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。 (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、	第20条(反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。 (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標 ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団およびその他の犯罪集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合 (2) ~ (5) 〈現行どおり〉	暴排条項を明確化 致します。
2025/11/1	Webアプリケー ションファイアー ウォールサービス 契約約款	第13条	第13条 (利用の制限) 1. <条文省略> 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金 (1ヶ月を30日とする日割極算) の支払義務を免れるものとします。	第13条 (利用の制限) 1. <現行どおり> 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金(各回別かつ24時間毎に1日とみなし、24時間未満の時間は切捨てとし、1ヶ月を30日とする日割極簋)の支払義務を免れるものとします。	条文内容を明確化致します。
		第18条	第18条(反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。 (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、集力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、秩務知能暴力集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合 (2) ~ (5) <条文省略> 2. <条文省略>	第18条 (反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。 (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標度うゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団およびその他の犯罪集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合 (2) ~ (5) < 現行どおり>	暴排条項を明確化 致します。
		第22条	第22条(個人情報の保護) 1.~4.〈条文省略〉 5.当社は、本サービスを提供するために必要な場合に限り、契約者の個人情報を <u>ジェイビー・セキュア株式会社</u> に開示することができるものとします。	第22条 (個人情報の保護) 1.~4.〈現行どおり〉 5.当社は、本サービスを提供するために必要な場合に限り、契約者の個人情報をEGセキュアソリューションズ株 式会社に開示することができるものとします。	取引先社名変更に 伴い変更致しま す。

改定日 (適用日)	名称	該当箇所	現行約款	改定後約款	内容
2025/11/1	Web改ざん検知 サービス契約約款	第9条	第9条 (仕様変更) 1. 当社は、本サービスの提供および運営の全部または一部を <u>株式会社セキュアプレイン</u> に委託しております。	第13条 (利用の制限) 1. 当社は、本サービスの提供および運営の全部または一部を <u>株式会社日立システムズ</u> に委託しております。	取引先合併に伴う 提供元変更に伴い 変更致します。
			2. 当社は、 <u>株式会社セキュアブレイン</u> が行う仕様変更 (後継製品リリース、名称変更、顧客データ仕様変更等を含む。ただしこれに限定されない) にともない、本サービスの後継サービスへの移行、名称変更、顧客データ仕様の変更を含む、仕様変更を行う場合があり、契約者は当該仕様変更について同意するものとします。	2. 当社は、 <u>株式会社日立システムズ</u> が行う仕様変更(後継製品リリース、名称変更、顧客データ仕様変更等を含む。ただしこれに限定されない)にともない、本サービスの後継サービスへの移行、名称変更、顧客データ仕様の変更を含む、仕様変更を行う場合があり、契約者は当該仕様変更について同意するものとします。	
			3. <条文省略 >	3. <現行どおり>	
		第10条	第10条 (知的財産権) 本サービス、その付属物およびそれらの複製物についての知的財産権、およびその他の権利は、 <u>株式会社セキュアブレイン</u> または <u>株式会社セキュアブレイン</u> が供与を受けたものが有します。	第10条 (知的財産権) 本サービス、その付属物およびそれらの複製物についての知的財産権、およびその他の権利は、 <u>株式会社日立システムズ</u> または <u>株式会社日立システムズ</u> が供与を受けたものが有します。	取引先合併に伴う 提供元変更に伴い 変更致します。
		第13条	第13条 (利用の制限) 1. 〈条文省略〉 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金 (1ヶ月を30日とする日割換算)の支払義務を免れるものとします。	第13条 (利用の制限) 1、<現行どおり> 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金 (各回別かつ24時間毎に1日とみなし、24時間未満の時間は切捨てとし、1ヶ月を30日とする日割換算) の支払義務を免れるものとします。	条文内容を明確化 致します。
		第17条	第17条 (責任の制限) 1. 当社および株式会社セキュアブレインおよび本サービスの関連ソフトウェアを提供する第三者は契約者に対して、本サービスにより提供される機能を永続的に使用できる権利は保証しないものとします。	第17条 (責任の制限) 1. 当社および <u>株式会社日立システムズ</u> および本サービスの関連ソフトウェアを提供する第三者は契約者に対して、本サービスにより提供される機能を永続的に使用できる権利は保証しないものとします。	取引先合併に伴う 提供元変更に伴い 変更致します。
			2. 当社および株式会社セキュアブレインおよび本サービスの関連ソフトウェアを提供する第三者は、契約者が本サービスの全部または一部の利用ができないことにより発生する、あらゆる直接的および間接的損害について理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。	2. 当社および <u>株式会社日立システムズ</u> および本サービスの関連ソフトウェアを提供する第三者は、契約者が本 サービスの全部または一部の利用ができないことにより発生する、あらゆる直接的および間接的損害について理 由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。	
			3. 当社および <u>株式会社セキュアブレイン</u> および本サービスの関連ソフトウェアを提供する第三者は、第三者が本 サービスを利用したこと、または第三者が本サービスを利用できなかったことに関連して生じた損害について、 その原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。	3. 当社および <u>株式会社日立システムズ</u> および本サービスの関連ソフトウェアを提供する第三者は、第三者が本 サービスを利用したこと、または第三者が本サービスを利用できなかったことに関連して生じた損害について、 その原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。	
			4. 当社および <u>株式会社セキュアブレイン</u> および本サービスの関連ソフトウェアを提供する第三者は、当社システム内に保管された契約者のデータ等に対して、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。	4. 当社および <u>株式会社日立システムズ</u> および本サービスの関連ソフトウェアを提供する第三者は、当社システム内に保管された契約者のデータ等に対して、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。	
			5. 当社および <u>株式会社セキュアブレイン</u> および本サービスの関連ソフトウェアを提供する第三者は、本サービス、本サービスの提供物および関連ソフトウェアを、一切保証のない「現状のまま」および「利用できるまま」提供するものです。	5. 当社および株式会社日立システムズおよび本サービスの関連ソフトウェアを提供する第三者は、本サービス、 本サービスの提供物および関連ソフトウェアを、一切保証のない「現状のまま」および「利用できるまま」提供 するものです。	
			6. 当社および <u>株式会社セキュアブレイン</u> および本サービスの関連ソフトウェアを提供する第三者は、商品性、特定目的への適合性、知的財産権の非侵害を含めた、すべての明示的、黙示的および法令による保証責任を、無制限かつ法律の範囲内で、明示的に負わないものとします。	6. 当社および <u>株式会社日立システムズ</u> および本サービスの関連ソフトウェアを提供する第三者は、商品性、特定目的への適合性、知的財産権の非侵害を含めた、すべての明示的、黙示的および法令による保証責任を、無制限かつ法律の範囲内で、明示的に負わないものとします。	
			7. 当社および <u>株式会社セキュアブレイン</u> および本サービスの関連ソフトウェアを提供する第三者は、本サービスの安全性、信頼性、適時性および性能に関するすべての保証に責任を負いません。	7. 当社および <u>株式会社日立システムズ</u> および本サービスの関連ソフトウェアを提供する第三者は、本サービスの 安全性、信頼性、適時性および性能に関するすべての保証に責任を負いません。	
			8. ~9. <条文省略>	8. ~9. <現行どおり>	
		第18条	第18条 (反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。	第18条 (反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。	暴排条項を明確化 致します。
			(1) <u>暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力</u> (以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合 (2) ~ (5) <条文省略>	(1) <u>暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標底うゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団およびその他の犯罪集団、その他の反社会的勢力</u> (以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合(2)~(5) < 現行どおり>	
			2. <条文省略 >	2. <現行どおり>	
		第22条	第22条(個人情報の保護) 1. ~4. <条文省略>	第22条 (個人情報の保護) 1. ~4. <現行どおり >	取引先合併に伴う 提供元変更に伴い 変更致します。
			5.当社は、本サービスを提供するために必要な場合に限り、契約者の個人情報を株式会社セキュアブレインに開示することができるものとします。	5. 当社は、本サービスを提供するために必要な場合に限り、契約者の個人情報を <u>株式会社日立システムズ</u> に開示することができるものとします。	

改定日 (適用日)	名称	該当箇所	現	行約款		改定後約款	内容
2025/11/1	WOLルーターレン タルサービス契約 約款	第22条	第22条 (利用の制限) 1. < 条文省略 > 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または (1ヶ月を30日とする日割換算) の支払義務を免れる	停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金 5ものとします。	第22条(利用の制限) 1. < 現行どおり > 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制 (各回別かつ24時間毎に1日とみなし、24 の支払義務を免れるものとします。	限または停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金 時間未満の時間は切捨てとし、1ヶ月を30日とする日割機算)	条文内容を明確化 致します。
		第28条	す。 (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係、 <u>、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力</u> (以下、 勢力であった場合 (2) ~ (5) <条文省略>	進告なしに利用契約を解約することができるものとしま 企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴ 「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的	す。 (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴 ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団および 力」という)である場合、または反社会的勢力 (2)~(5)<現行どおり>	何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとしま た力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標 がその他の犯罪集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢 であった場合	暴排条項を明確化 致します。
2025/11/1	AIRweb FRONTIER サービス契約約款			ンターネット接続サービスを利用する契約者が、同じ接続 契約者は、多重接続割増金として別表第2号3に記載の	2. <現行どおり> 第6条(料金の支払) 1. ~5. <現行どおり> <現行どおり>		該当サービス終了 のため、削除致し ます。
		第10条	第10条(利用の制限) 1. 〈条文省略〉 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または (1ヶ月を30日とする日割換算)の支払義務を免れる	停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金 5ものとします。	第10条 (利用の制限) 1. < 現行どおり > 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制 (各回別かつ24時間毎に1日とみなし、24 の支払義務を免れるものとします。	条文内容を明確化 致します。	
		第16条	す。 (1)暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係(推告なしに利用契約を解約することができるものとしま 企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴ 「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的	第16条 (反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。 (1) 暴力団、暴力団員、暴力団連構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団およびその他の犯罪集団、その他の反社会的勢力 (以下、「反社会的勢力」という) である場合、または反社会的勢力であった場合 (2) ~ (5) < 現行どおり>		
		別表第1号	別表第1号 サービス内容	- サービス内容			サービス内容一部
			サービス品目	サービス内容	別表第1号 サービス内容 サービス品目	サービス内容	終了に伴う修正を 致します。
			ドメイン申請代行	JPドメイン、COM/NET/BIZ/INFOドメインの申請。	ドメイン申請代行	JPドメイン、COM/NET/BIZ/INFOドメインの申請。	
			基本使用料金	ドメイン年間管理費、DNSサーバ運用、アカウント管理、 独自ドメインメール転送無料サービス (3件まで設定可。)	基本使用料金	ドメイン年間管理費、DNSサーバ運用、アカウント管理、 独自ドメインメール転送無料サービス (3件まで設定可。)	
			ホームページ利用	無制限(初回50MB、追加時は25MBごと申告制により無料増量)	ホームページ利用	無制限(初回50MB、追加時は25MBごと申告制により無料増量)	
			ホームページ自作CGI利用	Shell Script/Perl利用可、C言語、telnet不可。	ホームページ自作CGI利用	Shell Script/Perl利用可、C言語、telnet不可。	
			メール追加POPアカウント (×1)	ディスク容量は無制限。Web管理画面にてメール登録、	メール追加POPアカウント (×1)	ディスク容量は無制限。Web管理画面にてメール登録、	
			メール追加POPアカウント (×50)	変更、削除可能。メールアドレスは2文字より登録可。	メール追加POPアカウント (×50)	変更、削除可能。メールアドレスは2文字より登録可。	
			基本ウィルスチェック(5アカウント)	ご利用メールPOPアカウント数と同数での申込。	基本ウィルスチェック(5アカウント)	ご利用メールPOPアカウント数と同数での申込。	
			ご利用メールPOPアオウント数と同数での申込。 道加ウィルスチェック (1アカウント) 基本サービスに5アカウント分合む。 道加は1アカウント単 位、合計が50アカウントになった場合、50アカウント料金	追加ウィルスチェック (1アカウント)	基本サービスに5アカウント分含む。追加は1アカウント単位、合計が50アカウントになった場合、50アカウント料金		
			追加ウィルスチェック (50アカウント)	が適用。	追加ウィルスチェック(50アカウント)	が適用。	
			PPPアカウント (×1)	アナログ及びISDN64kbpsの接続。多重接続は課金。	<条文削除>		
			<u>IP接続アカウント (×1)</u>	NTTフレッツISDNサービスをアクセス回線として利用。	<条文削除>		

改定日 (適用日)	名称	該当箇所	現行彩	款	改定征	内容	
2025/11/1	AIRweb FRONTIER	別表第2号	別表第2号 料金等		別表第2号 料金等		サービス内容一部
	サービス契約約款		1. 初期費用(消費税別)		1. 初期費用(消費税別)		終了に伴う修正を 致します。
			サービス品目	初期費用及び追加設定費用	サービス品目	初期費用及び追加設定費用	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~
			ドメイン申請代行	¥10,000	ドメイン申請代行	¥10,000	
			基本使用料金	¥10, 000	基本使用料金	¥10,000	
			ホームページ利用	¥3,000	ホームページ利用	¥3,000	
			ホームページ自作CGI利用	¥3, 000	ホームページ自作CGI利用	¥3,000	
			メール追加POPアカウント (×1)	¥300	メール追加POPアカウント (×1)	¥300	
			メール追加POPアカウント (×50)	¥8, 000	メール追加POPアカウント (×50)	¥8, 000	
			基本ウィルスチェック(5アカウント)	¥1,500	基本ウィルスチェック (5アカウント)	¥1,500	
			追加ウィルスチェック(1アカウント)	¥300	追加ウィルスチェック (1アカウント)	¥300	
			追加ウィルスチェック(50アカウント)	¥8, 000	追加ウィルスチェック (50アカウント)	¥8,000	
			PPPアカウント (×1)	¥2,000	<条文削除>		
			IP接続アカウント (×1)	¥1,500	<条文削除>		
			2. 月額費用(消費税別)		2. 月額費用 (消費税別)		
			サービス品目	月額費用	サービス品目	月額費用	
			基本使用料金	¥2,000	基本使用料金	¥2,000	
			ホームページ利用	¥3, 000	ホームページ利用	¥3,000	
			ホームページ自作CGI利用	¥3, 000	ホームページ自作CGI利用	¥3,000	
			メール追加POPアカウント (×1)	¥300	メール追加POPアカウント (×1)	¥300	
			メール追加POPアカウント (×50)	¥8, 000	メール追加POPアカウント (×50)	¥8,000	
			基本ウィルスチェック(5アカウント)	¥1,500	基本ウィルスチェック (5アカウント)	¥1,500	
			追加ウィルスチェック (1アカウント)	¥300	追加ウィルスチェック (1アカウント)	¥300	
			追加ウィルスチェック (50アカウント)	¥8, 000	追加ウィルスチェック (50アカウント)	¥8,000	
			PPPアカウント (×1)	¥2,000	<条文削除>		
			IP接続アカウント (×1)	¥1, 500	<条文削除>		
			3. 割増金 (消費税別)		<条文削除>		
			多重接続割増金	¥10/分(税込¥11/分)			
			4. 最低契約期間		3. 最低契約期間		
			最低契約期間	1ヶ年	最低契約期間	1ヶ年	
2025/11/1	サイボウズASP サービス契約約款	第15条	第15条 (利用の制限) 1. 〈条文省略〉 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または停 (1ヶ月を30日とする日割換算) の支払義務を免れるも		第15条(利用の制限) 1. <現行どおり> 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または係(各回別かつ24時間毎に1日とみなし、24時間未満の支払義務を免れるものとします。		条文内容を明確化 致します。
		第20条	第20条 (反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告 せ	なしに利用契約を解約することができるものとしま	第20条 (反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとしま		暴排条項を明確化 致します。
			(1) <u>暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業 ロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力</u> (以下、「 勢力であった場合 (2) ~ (5) <条文省略>		す。 (1) <u>暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標</u> <u>ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団およびその他の犯罪集団、その他の反社会的勢力</u> (以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合 (2) ~ (5) < 現行どおり>		
			2. <条文省略>		2. <現行どおり>		
2025/11/1	サイボウズOffice 契約約款	第19条	第19条(反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告す。	なしに利用契約を解約することができるものとしま	第19条 (反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催す。		暴排条項を明確化 致します。
	(1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、 ロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的 勢力であった場合 (2) ~ (5) <条文省略>			:、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴ 反社会的勢力」という)である場合、または反社会的	(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係 ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団およびその他の 力」という)である場合、または反社会的勢力であった。 (2) ~ (5) < 現行どおり>	企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標 犯罪集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢 場合	
			2. <条文省略>		2. <現行どおり>		

改定日 (適用日)	名称	該当箇所	現行	約款	- dx	定後約款	内容
2025/11/1	WEBooth契約約款	第12条	第12条 (利用の制限) 1. 〈条文省略〉 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または例(1ヶ月を30日とする日割換算)の支払義務を免れる	亭止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金 ものとします。		は停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金 満の時間は切捨てとし、1ヶ月を30日とする日割換草)	条文内容を明確化 致します。
		第18条	第18条(反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催す。 (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企 立、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力(以下、 勢力であった場合 (2) ~(5) <条文省略>	業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴ	す。 (1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関	催告なしに利用契約を解約することができるものとしま 係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標 の犯罪集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢 た場合	暴排条項を明確化 致します。
			2. <条文省略>		2. <現行どおり>		
		別表第1号	別表第1号 サービス内容		別表第1号 サービス内容		取引先サービス名
			サービス品目	サービス内容 基本容量 1GB (全サービス共通) セキュアグループフォルダ 5ID標準	サービス品目基本サービス	サービス内容 基本容量 IGB (全サービス共通) セキュアグループフォルダ 5ID標準	称変更に伴い変更 致します。
			ドメイン登録/維持管理	「com/net/biz/info」「汎用JP」「属性型・地域型JP」ドメインに対応	ドメイン登録/維持管理	「com/net/biz/info」「汎用JP」「属性型・地域型JP」ドメインに対応	
			ウェブ機能	独自ドメイン利用。容量は全サービス共通 PHP、Per1独自CGI利用可。PHP高速化モジュール標準搭載 MySQL/PostgreSQL試験提供。アクセスログ解析ツール提供	ウェブ機能	独自ドメイン利用。容量は全サービス共通 PHP、Perl独自CGI利用可。PHP高速化モジュール標準搭載 MySQL/PostgreSQL試験提供。アクセスログ解析ツール提供	
			メール機能	独自ドメイン利用。容量は全サービス共通 メールアドレスは管理画面上にて登録・削除が可能 フィルタリング機能標準	メール機能	独自ドメイン利用。容量は全サービス共通 メールアドレスは管理画面上にて登録・削除が可能 フィルタリング機能標準	
			メールアカウント追加	5アカウント単位でのメールアカウント追加が可能 5アカウント毎にウェブ・メール用として250MBの容量を無償 追加	メールアカウント追加	5アカウント単位でのメールアカウント追加が可能 5アカウント毎にウェブ・メール用として250MBの容量を無償 追加	
			ウィルス・迷惑メール対策	ご利用メールアカウント数と同数での申込(5アカウント単位)、ウィルス対策(<u>F-Secure</u>)、迷惑メール対策 (CLOUDMARK)	ウィルス・迷惑メール対策	ご利用メールアカウント数と同数での申込(5アカウント単位)、ウィルス対策(<u>WithSecure</u>)、迷惑メール対策 (CLOUDMARK)	
			セキュアグループフォルダ	独自ドメイン不要(ログイン用URL提供)容量は全サービス 共通 アクセス記録保存、SSL標準、保存時暗号化設定	セキュアグループフォルダ	独自ドメイン不要(ログイン用URL提供)容量は全サービス 共通 アクセス記録保存、SSL標準、保存時暗号化設定	
			ウェブアプリケーションファイアウォール	シグネチャをベースとしたブラックリスト型の防御機能	ウェブアプリケーションファイアウォール	シグネチャをベースとしたブラックリスト型の防御機能	
			セキュアグループフォルダ ID追加	5ID単位でセキュアグループフォルダ利用ID数を追加可能	セキュアグループフォルダ ID追加	5ID単位でセキュアグループフォルダ利用ID数を追加可能	
			SNI SSLオプション	SSL利用可(SNI(※)対応のため対応するブラウザ以外での表示ができない場合があります)	SNI SSLオプション	SSL利用可(SNI(※)対応のため対応するブラウザ以外での表示ができない場合があります)	
			専用SSL導入 ・シマンテック セキュア・サーバID ・ジオトラスト クイックSSLプレミアム ・JPRSサーバ証明書(ドメイン認証型)	SSL利用可 左記以外の他社SSL持込の場合、別途手数料が必要	専用SSL導入 ・デジサート セキュア・サーバID ・デジサート ジオトラスト クイックSSLブレミアム ・JPRSサーバ証明書(ドメイン認証型)	SSL利用可 左記以外の他社SSL持込の場合、別途手数料が必要	
			容量追加	全サービス共通。100MB単位での容量追加が可能	容量追加	全サービス共通。100MB単位での容量追加が可能	
			※SNI SSLオプションでは、SNI (Server Name Indication/RFC6066 対応端末からのアクセスは行えない、または正常に行えないことが)に対応した端末(Webブラウザ等)からのみアクセス可能であり、非 あります。	※SNI SSLオプションでは、SNI (Server Name Indication/RFC6 対応端末からのアクセスは行えない、または正常に行えないこと	066) に対応した端末(Webブラウザ等)からのみアクセス可能であり、非があります。	

牧定日 名称 適用日)	該当箇所	現行約款		改定後約款		
25/11/1 WEBooth契約約款	別表第2号	別表第2号 料金等 1. <条文省略>		別表第2号 料金等 1. <現行どおり >		取引先サービ 称変更に伴い 致します。
		2. 年更新費用 (消費税別)		2. 年更新費用 (消費税別)		以しより。
		サービス品目	初期・更新費用 (年)	サービス品目	初期・更新費用 (年)	
		ドメイン登録・維持管理費用 (「com/net/biz/info」「汎用 JP」)	¥5,000	ドメイン登録・維持管理費用 (「com/net/biz/info」「汎用 JP」)	¥5,000	
		ドメイン登録・維持管理費用 (「属性型・地域型JP」)	¥6,000	ドメイン登録・維持管理費用 (「属性型・地域型JP」)	¥6,000	
		専用SSL導入・更新時費用(シマンテック セキュア・サーバID)	¥81,000	専用SSL導入・更新時費用(デジサート セキュア・サーバID)	¥81,000	
		専用SSL導入・更新時費用 (<u>ジオトラスト クイックSSLプレミア</u> <u>ム</u>)	¥20,000	専用SSL導入・更新時費用(<u>デジサート ジオトラスト クイック SSLプレミアム</u>)	¥20,000	
		専用SSL導入・更新時費用(JPRSサーバ証明書 ドメイン認証型)	¥20,000	専用SSL導入・更新時費用(JPRSサーバ証明書 ドメイン認証型)	¥20,000	
		※キャンペーンにより、WEBooth新規お申込のお客様は、初年度ドメイン費用 ※ドメイン初年度無料キャンペーンは、予告なく終了する場合があります。	Hが無料となります。	※キャンペーンにより、WEBooth新規お申込のお客様は、初年度ドメイン費 ※ドメイン初年度無料キャンペーンは、予告なく終了する場合があります。		
		3. 月額費用 (消費税別)		3. 月額費用(消費税別)		
		サービス品目	月額費用	サービス品目	月額費用	
		基本サービス※	¥3,000	基本サービス※	¥3,000	
		メール 5アカウント追加 (容量250MB付)	¥ 5 0 0	メール 5アカウント追加 (容量 2 5 0 M B 付)	¥ 5 0 0	
		ウィルス・迷惑メール対策 (5アカウント単位)	¥ 5 0 0	ウィルス・迷惑メール対策 (5アカウント単位)	¥ 5 0 0	
		容量 100MB追加	¥800	容量 100MB追加	¥ 8 0 0	
		SNI SSLオプション※	¥1,500	SNI SSLオプション※	¥1,500	
		 専用SSL ・シマンテック セキュア・サーバID ・ジオトラスト クイックSSLブレミアム ・JPRSサーバ証明書(ドメイン認証型) 	¥3,000	専用SSL ・デジサート セキュア・サーバ ID ・デジサート ジオトラスト クイックSSLプレミアム ・IPRSサーバ証明書 (ドメイン認証型)	¥3,000	
		セキュアグループフォルダ 5 I D追加	¥1,000	セキュアグループフォルダ 5 I D追加	¥1,000	
		※ALL in Oneメール (Lite/Pro) サービスとの同時契約による「セット割」を利用する者が同一)となる場合には、基本サービスが¥1,000となり ※SNI SSLオブションでは、SSLサーベ証明書を月額費用に含めてご提供いた ビス以外で利用することはできません。	ます。	※ALL in Oneメール (Lite/Pro) サービスとの同時契約による「セット割」を利用する者が同一) となる場合には、基本サービスが¥1,000となり ※SNISSLオブションでは、SSLサーバ証明書を月額費用に含めてご提供いた ビス以外で利用することはできません。	ます。	
		4. <条文省略>		4. <現行どおり>		

改定日 (適用日)	名称	該当箇所	現	行約款		改定後約款	内容
	AIRweb HighGrade サービス契約約款		アカウントにて複数端末から同時に接続を行った場合、 金額を当社に対して支払うものとします。	ンターネット接続サービスを利用する契約者が、同じ接続 契約者は、多重接続割増金として別表第2号3に記載の 転送された月間のデータ量が6GBを超過した場合、契約者 の金額を当社に対して支払うものとします。	第6条(料金の支払) 1.~5. く現行どおり> <条文削除>		
		第10条	第10条(利用の制限) 1. 〈条文省略〉 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または (<u>1ヶ月を30日とする日割換算</u>)の支払義務を免れ	は停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金 るものとします。	第10条 (利用の制限) 1. 〈現行どおり〉 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金 (各回別かつ24時間毎に1日とみなし、24時間未満の時間は切捨てとし、1ヶ月を30日とする日割換算)の支払義務を免れるものとします。		
		第16条	す。 (1) <u>暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係:</u>	催告なしに利用契約を解約することができるものとしま 企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴ 、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的	第16条 (反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。 (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団およびその他の犯罪集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合 (2) ~ (5) < 現行どおり>		暴排条項を明確化 致します。
		別表第1号	別表第1号 サービス内容		別表第1号 サービス内容		サービス内容変
			サービス品目	サービス内容	サービス品目	サービス内容	および一部終了に 伴う修正を致しま
			ドメイン申請代行	JPドメイン、COM/NET/BIZ/INFOドメインの申請。	ドメイン申請代行	JPドメイン、COM/NET/BIZ/INFOドメインの申請。	す。
			基本使用料金	ドメイン年間管理費、DNSサーバ運用、アカウント管理、 独自ドメインメール転送無料サービス (10件まで設定 可。) データ転送量は6GB/月まで無料。	基本使用料金	ドメイン年間管理費、DNSサーバ運用、アカウント管理、独 自ドメインメール転送無料サービス(10件まで設定可。)	
			ホームページ利用	100MBまで無料。(追加50MBごとに月額5,000円(税別)の割 増)	ホームページ利用	100MBまで無料。(追加50MBごとに月額5,000円(税別)の割増)	
			ホームページ自作CGI利用	Shell Script/Perl利用可、C言語、telnet不可。	ホームページ自作CGI利用	Shell Script/Perl利用可、C言語、telnet不可。	
			メール追加POPアカウント (×1)	ディスク容量は無制限。Web管理画面にてメール登録、	メール追加POPアカウント (×1)	ディスク容量は無制限。Web管理画面にてメール登録、	
			メール追加POPアカウント (×50)	変更、削除可能。メールアドレスは2文字より登録可。	メール追加POPアカウント (×50)	変更、削除可能。メールアドレスは2文字より登録可。	
			基本ウィルスチェック(5アカウント)	ご利用メールPOPアカウント数と同数での申込。	基本ウィルスチェック(5アカウント)	ご利用メールPOPアカウント数と同数での申込。	
			追加ウィルスチェック(1アカウント)	基本サービスに5アカウント分含む。追加は1アカウント単位、合計が50アカウントになった場合、50アカウント料金	追加ウィルスチェック (1アカウント)	基本サービスに5アカウント気と同気との中心。 基本サービスに5アカウント分含む。追加は1アカウント単 位、合計が50アカウントになった場合、50アカウント料金	
			追加ウィルスチェック(50アカウント)	が適用。	追加ウィルスチェック (50アカウント)	が適用。	
			PPPアカウント (×1)	アナログ及びISDN64kbpsの接続。多重接続は課金。	<条文削除>	<条文削除>	
			IP接続アカウント (×1)	NTTフレッツISDNサービスをアクセス回線として利用。	<条文削除>	<条文削除>	
			SSL	初期登録費用、年間SSL管理費用は別途必要。	SSL	初期登録費用、年間SSL管理費用は別途必要。	

改定日 (適用日)			杓揪		改定後約款	内容	
2025/11/1	l AIRweb HighGrade		別表第2号 料金等		別表第2号 料金等		サービス内容変更
	サービス契約約款		1. 初期費用 (消費税別)		1. 初期費用 (消費税別)		および一部終了に 伴う修正を致しま
			サービス品目	初期費用及び追加設定費用	サービス品目	初期費用及び追加設定費用	す。
			ドメイン申請代行	¥10,000	ドメイン申請代行	¥10,000	
			基本使用料金	¥10,000	基本使用料金	¥10,000	
			ホームページ利用	¥28,000	ホームページ利用	¥28, 000	
			ホームページ自作CGI利用	¥5,000	ホームページ自作CGI利用	¥5, 000	
			メール追加POPアカウント (×1)	¥300	メール追加POPアカウント (×1)	¥300	
			メール追加POPアカウント (×50)	¥8,000	メール追加POPアカウント (×50)	¥8, 000	
			基本ウィルスチェック(5アカウント)	¥1,500	基本ウィルスチェック(5アカウント)	¥1,500	
			追加ウィルスチェック (1アカウント)	¥300	追加ウィルスチェック (1アカウント)	¥300	
			追加ウィルスチェック(50アカウント)	¥8, 000	追加ウィルスチェック (50アカウント)	¥8, 000	
			PPPアカウント (×1)	¥2,000	<条文削除>	<条文削除>	
			IP接続アカウント (×1)	¥1,500	<条文削除>	<条文削除>	
			SSL	¥20, 000	SSL	¥20,000	
			2. 月額費用(消費税別)		2. 月額費用(消費税別)		
			サービス品目	月額費用	サービス品目	月額費用	
			基本使用料金	¥2,000	基本使用料金	¥2,000	
			ホームページ利用	¥28, 000	ホームページ利用	¥28, 000	
			ホームページ自作CGI利用	¥5,000	ホームページ自作CGI利用	¥5,000	
			メール追加POPアカウント (×1)	¥300	メール追加POPアカウント (×1)	¥300	
			メール追加POPアカウント (×50)	¥8,000	メール追加POPアカウント (×50)	¥8, 000	
			基本ウィルスチェック(5アカウント)	¥1,500	基本ウィルスチェック (5アカウント)	¥1,500	
			追加ウィルスチェック (1アカウント)	¥300	追加ウィルスチェック (1アカウント)	¥300	
			追加ウィルスチェック (50アカウント)	¥8,000	追加ウィルスチェック (50アカウント)	¥8, 000	
			PPPアカウント (×1)	¥2,000	<条文削除>	<条文削除>	
			IP接続アカウント (×1)	¥1,500	<条文削除>	<条文削除>	
			SSL	¥3,000	SSI.	¥3, 000	
			3. 割増金(消費税別)	.0,000	<条文削除>	10,000	
			多重接続割増金	¥10/分 (税込¥11/分)			
			超過データ転送量課金	¥5,000/1GB (税込¥5,250/1GB)			
			4. 最低契約期間		3. 最低契約期間		
			最低契約期間	1ヶ年	最低契約期間	1ヶ年	
2025/11/1	1 リザーブキーパーサービス契約約款		第14条 (利用の制限) 1. <条文省略> 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または停 (<u>1ヶ月を30日とする日割換算</u>) の支払義務を免れるも		第14条(利用の制限) 1. 〈現行どおり〉 6 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金(各回別かつ2.4時間毎に1日とみなし、2.4時間未満の時間は切捨てとし、1ヶ月を3.0日とする日制換算)の支払義務を免れるものとします。		条文内容を明確化 致します。
		第19条	第19条(反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催せ す。 (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業 <u>工、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力</u> (以下、 勢力であった場合 (2) ~ (5) <条文省略>	巻、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴ	す。 (1) <u>暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力</u> <u>ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団およびそで</u> 力」という)である場合、または反社会的勢力でを (2) ~ (5) < 現行どおり>	らの催告なしに利用契約を解約することができるものとしま 団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標 の他の犯罪集団、その他の反社会的勢力 あった場合	暴排条項を明確化 致します。
			2. <条文省略>		2. <現行どおり>		

改定日 (適用日)	名称	該当箇所	現行約款	改定後約款	内容
	マネージド専用サーバサービス契約約款	第16条	第16条 (利用の制限) 1. 〈条文省略〉 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金 (1ヶ月を30日とする日割機算) の支払義務を免れるものとします。	第16条 (利用の制限) 1. <現行どおり> 2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金 (各回別かつ24時間毎に1日とみなし、24時間未満の時間は切捨てとし、1ヶ月を30日とする日割換算) の支払義務を免れるものとします。	条文内容を明確化 致します。
		第24条	第24条(反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。 (1) <u>暴力団、暴力団構成員、準構成員、集力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力</u> (以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合 (2) ~ (5) <条文省略>	第24条 (反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。 (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標 ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団およびその他の犯罪集団、その他の反社会的勢力 (以下、「反社会的勢力」という) である場合、または反社会的勢力であった場合 (2) ~ (5) < 現行どおり>	暴排条項を明確化 致します。
	. 10.10 4 . 1	folio for	2. 〈条文省略〉	2. < 現行どおり >	El III. At ant 3, property.
	エンドポイント セキュリティサー ビス契約約款	第19条	第19条 (反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。 (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合 (2) ~ (5) <条文省略>	第19条 (反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各身に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。 (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団およびその他の犯罪集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合 (2) ~ (5) <現行どおり>	暴排条項を明確化 致します。
			2. <条文省略>	2. <現行どおり>	
2025/11/1	固定IP SIM契約約 款	第49条	第49条(反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。 (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合 (2) ~ (5) <条文省略>	第49条(反社会的勢力の排除) 1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。 (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団およびその他の犯罪集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合 (2) ~ (5) < 現行どおり>	暴排条項を明確化 致します。
			2. <条文省略>	2. < 現行どおり >	
	AIRnetサービス契 約約款	第2条	第2条 (用語の定義) 本約數において使用される次の用語は、それぞれ以下の意味で使用するものとします。 (1) ~ (2) <条文省略> (3) インターネット接続サービス 当社のアクセスポイントに設置されているルーターと、当社が会員に与える一アカウントにつき一つのルーター を、公衆回線網、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が管理する地域 I P網(以下、「NT T地域 I P網」という) もしくはその他の通信回線等を使用して接続しインターネットプロトコルによる相互通信を提供するサービスで、別表第1号第1項に規定するサービス (4) 〈条文省略〉	第2条 (用語の定義) 本約款において使用される次の用語は、それぞれ以下の意味で使用するものとします。 (1) ~ (2) < 現行どおり > (3) インターネット接続サービス 当社のアクセスポイントに設置されているルーターと、当社が会員に与える一アカウントにつき一つのルーター を、公衆回線網、 $NTT東日本株式会社またはNTT西日本株式会社が管理する地域 1 P網(以下、「NTT地域 1 P網)という)もしくはその他の通信回線等を使用して接続しインターネットプロトコルによる相互通信を提供するサービスで、別表第 1 号第 1 項に規定するサービス$	取引先社名変更に 伴い変更致しま す。
			(5) IPoE接続サービス 東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が管理するNTT地域IP網を使用してIPoEプロトコルによるIPv6相互通信を提供するサービス (6) ~ (16) <条文省略>	 (5) IP o E 接続サービス NTT東日本株式会社またはNTT西日本株式会社が管理するNTT地域IP網を使用してIPoEプロトコルによるIPv 6 相互通信を提供するサービス (6) ~ (16) < 現行どおり> 	
		第34条	(6) ~ (16) < 采义自略 > 第34条 (当社が行う会員契約の解除)	(5) ~ (16) < 現任とおり> 第34条 (当社が行う会員契約の解除)	暴排条項を明確化
		9101 7 K	第34条 (当社が17分支員契約の解除) 1. 〈条文省略〉 2. 当社は、会員において下記の事由が発生した場合、第32条 (利用の停止)および前項の規定にかかわらず利用の停止及び何らの催告なしに会員契約を解除することができるものとします。 (1)~(3)〈条文省略〉 (4)暴力団、暴力団構成員、整構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合 (5)~(8)〈条文省略〉	現34架(当社が17分買検索がの解除) 1. < 現行どおり> 2. 当社は、会員において下記の事由が発生した場合、第32条(利用の停止)および前項の規定にかかわらず利用の停止及び何らの催告なしに会員契約を解除することができるものとします。 (1) ~ (3) < 現行どおり> (4) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団およびその他の犯罪集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)である場合、または反社会的勢力であった場合 (5) ~ (8) < 現行どおり>	※分本項を切離し 致します。

改定日 (適用日)	名称	該当箇所		【行約款				改定後約款				内容
2025/11/1	AIRnetサービス契	別表第1号	別表第1号 サービスの種類					別表第1号 サービスの種類				アクセス回線の提
	約約款		1. インターネット接続サービス					1. インターネット接続サービス				供終了および取引 先社名変更に伴い
					アクセ	ス回線		3 5-	アクセス回線			変更致します。
			サービス品目 (個人・法人)	フレッツ・	フレッツ・	フレッツ光ネ	フレッツ光ラ	サービス品目 (個人・法人)	フレッツ・	フレッツ・	フレッツ光ネ	
				ISDN	ADSL	クスト	<u>11</u>		ISDN	ADSL	クスト	
			Bフレッツ・ファミリーコース	0	0	ファミリー	ファミリー	Bフレッツ・ファミリーコース	0	0	ファミリー	
			Bフレッツ・マンションコース	0	0	マンション	<u>マンション</u>	Bフレッツ・マンションコース	0	0	マンション	
			Bフレッツ・ベーシックコース	0	0	プライオ1	=	Bフレッツ・ベーシックコース	0	0	プライオ1	
			フレッツ・ADSLコース	0	0	_	=	フレッツ・ADSLコース	0	0	-	
			フレッツ・ISDNコース	0	-	-	=	フレッツ・ISDNコース	0	-	-	
			メールアドレスコース	-	-	-	=	メールアドレスコース	-	-	-	
			※1)○:対応しております -:対応しておりませる。 2)フレッツ 光ネクストおよびフレッツ 光ライトに		対内士エカノ	プタ新も知識し	ナシリナナ	※1)○:対応しております -:対応しておりません2)フレッツ 光ネクストに関しましては、対応するタイプ名称を記載しまります。	齢1 アわりまる	-	· ·	
			 フレッツ 光ネクストおよびフレッツ 光ライト 					2) <u>フレッツ 光ネクスト</u> に関しましては、対応するテイノ名称を 3) <u>フレッツ 光ネクスト</u> は、 <u>NTT東日本株式会社</u> または <u>NTT</u>			の回線サービス	
			が提供する以下の回線サービスに対応します。 東日本エリア: 「フレッツ 光ネクスト ギガ		- 1 2 4 - 2	/ 311	V.V. 7 7	に対応します。 東日本エリア: 「フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・2		/m 3.11	V.V= / /	
			プ/ファミリー・ハイスピー	ドタイプ/ファ	ミリータイプ」	、「フレッツ	光ライトプラ	プ/ファミリー・ハイスピードタイプ/ファ	・ミリータイプ」	、「フレッツ	光ネクスト ギ	
			<u>ス」、「フレッツ 光ライト</u> ン・スマートタイプ/マンシ					<u>ガマンション・スマートタイプ/マンション</u> ピードタイプ/マンションタイプ」、「フロ				
			/マンションタイプ」、「フ						7 70 17 7	1 / / / / /	_	
			スト プライオ1」 西日本エリア: 「フレッツ 光ネクスト ファ					西日本エリア: 「フレッツ 光ネクスト ファミリー・スー/				
			<u>イスピードタイプ/ファミリ</u> 「フレッツ 光ネクスト マン	<u>ータイプ」、「</u> ション・スーパ	<u>フレッツ 光ラ</u> ーハイスピー l	<u>イト ファミリ·</u> ヾタイプ 隼/マ	<u>ータイプ」、</u> 'ンション・ハ	<u>イスピードタイプ/ファミリータイプ」、</u> ハイスピードタイプ 隼/マンション・ハイ	<u> フレッツ 光ネ</u> スピードタイプ	<u>クスト マンシ</u> ′/マンションタ	<u>ョン・スーパー</u> タイプ」	
			イスピードタイプ/マンショ	ンタイプ」、「	フレッツ 光ラ	イト マンショ	ンタイプ」					
			4)メールアドレスコースは、別表第2号5の付帯も 応するアクセス回線はありません。	トービスをご利月	用いただくため	のコースです。	本コースに対	4)メールアドレスコースは、別表第2号5の付帯サービスをご利応するアクセス回線はありません。	用いただくため	のコースです。	本コースに対	
			2.固定IP接続サービス					2.固定IP接続サービス				
			サービス品目 (個人・法人)	割り当てる IPの個数		アクセス回線		サービス品目 (個人・法人) 割り当てる I Pの個数		アクセス回縛	ł	
			BフレッツIP1・ファミリーコース	1		:クスト ファミ		BフレッツIP1・ファミリーコース 1	フレッツ 光ネ	ペクスト ファミ	11 —	
			BフレッツIP8・ファミリーコース	8		イト ファミリ		BフレッツIP8・ファミリーコース 8				
			BフレッツIP1・マンションコース BフレッツIP8・マンションコース	8		・クスト マンシ ・イト マンショ		Bフレッツ I P 1・マンションコース 1 Bフレッツ I P 8・マンションコース 8	フレッツ 光ネ	トクスト マンシ	<u>/ヨン</u>	
			Bフレッツ I P 1・ベーシックコース	1				Bフレッツ I P 1・ベーシックコース 1				
			Bフレッツ I P 8・ベーシックコース	8	フレッツ 光ネ	ウスト プライ	(オ1	BフレッツIP8・ベーシックコース 8	フレッツ 光ネ	トクスト プラ	イオ1	
			BフレッツIP16・ベーシックコース	1 6				BフレッツIP16・ベーシックコース 16				
			BフレッツIP1・ビジネスコース BフレッツIP8・ビジネスコース	1	フレッツ 光ネ	・クスト ビジネ	* ス	Bフレッツ I P 1・ビジネスコース 1 Bフレッツ I P 8・ビジネスコース 8	フレッツ 光ネ	トクスト ビジ	ネス	
			Bフレッツ I P 1 6・ビジネスコース	8 1 6	フレッツ 光ネ	・クスト プライ	イオ10	BフレッツIP16・ビジネスコース 8 BフレッツIP16・ビジネスコース 16	フレッツ 光ネ	ドクスト プラ	イオ10	
			フレッツ・ADSLコース + 固定IPアト゚レスオプションサーピス (IP×1)	1	フレッツ・A	D.O. I		フレップ・ADSLコース + 固定IP7ト゚レスオプションサーピス (IP×1) 1	フレッツ・A	D.O.T.		
			フレッツ・ADSLコース + 固定IPアト゚レスオプションサーピス (IP×8)	8				フレッツ・ADSLコース + 固定IP7ト゚レスオプションサーt゚ス (IP×8) 8	_			
			※1) フレッツ 光ネクストおよびフレッツ 光ライトに が提供する以下の回線サービスに対応します。	t、 <u>東日本電信</u> 電	<u>電話株式会社</u> ま	たは西日本電信	電話株式会社	※1) <u>フレッツ 光ネクストは、NTT東日本株式会社</u>または<u>NTT</u> に対応します。	<u>1日本株式会社</u> が	が提供する以下	の回線サービス	
			東日本エリア: 「フレッツ 光ネクスト ギガ					東日本エリア: 「フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・ス				
			<u>プ/ファミリー・ハイスピー</u> ス」、「フレッツ 光ライト					<u>プ/ファミリー・ハイスピードタイプ/ファ</u> ガマンション・スマートタイプ/マンション				
			ン・スマートタイプ/マンシ	ョン・ギガライ	ンタイプ/マン	/ション・ハイ:	スピードタイプ	ピードタイプ/マンションタイプ」、「フ!	/ッツ 光ネクス	ト ビジネスタ	イプ」、「フ	
			<u>/マンションタイプ」、「フ</u> <u>スト ビジネスタイプ」、「</u> フ					<u>レッツ 光ネクスト プライオ1」、「フレ</u> y	/ン 光不クスト	<u> ノフィオ10</u>	_	
			プライオ10」	5.0				THE - 11 - 12		10 20 44 1		1
			西日本エリア: <u>「フレッツ 光ネクスト ファ</u> イスピードタイプ/ファミリ	ータイプ」、「	フレッツ 光ラ	イト ファミリ	ータイプ」、	西日本エリア: <u>「フレッツ 光ネクスト ファミリー・スー/</u> イスピードタイプ/ファミリータイプ」、	「フレッツ 光ネ	クスト マンシ	ョン・スーパー	
			「フレッツ 光ネクスト マン イスピードタイプ/マンショ	ション・スーパ	ーハイスピー	ベタイプ 隼/マ	ンション・ハ	ハイスピードタイプ 隼/マンション・ハイ	スピードタイプ	·/マンションタ	タイプ」	
			<u>4 ALTEGA // YZZE</u>	· / 1/ 1 . !	<u> </u>	· i : • / / 3 .	<u> </u>					
	L	l .										

改定日 (適用日)	名称	該当箇所		1行約款	改	定後約款	内容				
	AIRnetサービス契	別表第1号	3.IPoE固定IP接続サービス		3. IPoE固定IP接続サービス	取引先社名変更に					
	約約款		サービス品目 (個人・法人)	割り当てる IPの個数 アクセス回線	サービス品目 (個人・法人)	割り当てる I Pの個数 アクセス回線	伴い変更致しま す。				
			I P o E 固定 I P接続コース I P 1 I P o E 固定 I P接続コース I P 8	1 フレッツ 光ネクスト ファミリー フレッツ 光ネクスト マンション	I P o E 固定 I P接続コース I P 1 I P o E 固定 I P接続コース I P 8	1 フレッツ 光ネクスト ファミリー フレッツ 光ネクスト マンション					
			※1) フレッツ 光ネクストは、 <u>東日本電信電話株式会</u> ビスに対応します。	<u>社</u> または <u>西日本電信電話株式会社</u> が提供する以下の回線サー	※1) フレッツ 光ネクストは、NTT東日本株式会を に対応します。	<u>+</u> または <u>NTT西日本株式会社</u> が提供する以下の回線サービス	,				
			プ/ファミリー・ハイスピー	ファミリー・スマートタイプ/ファミリー・ギガラインタイドタイプ/ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト ギブ/マンション・ギガラインタイプ/マンション・ハイスイブ」	プ/ファミリー・ハイスピー	ガファミリー・スマートタイプ/ファミリー・ギガラインタイ - ドタイプ/ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト ギ (ブ/マンション・ギガラインタイプ/マンション・ハイス 9イプ」					
			イスピードタイプ/ファミリ	ミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼/ファミリー・ハ ータイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンション・スーパー /ション・ハイスピードタイプ/マンションタイプ」	イスピードタイプ/ファミ!	r ミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼/ファミリー・ハ リータイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンション・スーパー ンション・ハイスピードタイプ/マンションタイプ」					
			でのご 利用はできません。	(回線に記載の回線品目のみ対応いたします。他の回線品目レーターでの接続のみをサポートいたします。対応ルーター	でのご 利用はできません。	ス回線に記載の回線品目のみ対応いたします。他の回線品目 ルーターでの接続のみをサポートいたします。対応ルーター					
			4. インターネットVPNサービス		4. インターネットVPNサービス		_				
			サービス品目(法人)	アクセス回線	サービス品目(法人)	アクセス回線					
							インターネットVPNサービス	フレッツ 光ネクスト ファミリー フレッツ 光ネクスト マンション	インターネット V P Nサービス	フレッツ 光ネクスト ファミリー フレッツ 光ネクスト マンション	
			※1) フレッツ 光ネクストは、東日本電信電話株式会 ビスに対応します。	<u>社</u> または <u>西日本電信電話株式会社</u> が提供する以下の回線サー	※1) フレッツ 光ネクストは、NTT東日本株式会を に対応します。	<u>+</u> または <u>NTT西日本株式会社</u> が提供する以下の回線サービス	'				
			プ/ファミリー・ハイスピー	ファミリー・スマートタイプ/ファミリー・ギガラインタイドタイプ/ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト ギブ/マンション・ギガラインタイプ/マンション・ハイスイブ」	プ/ファミリー・ハイスピー	ガファミリー・スマートタイプ/ファミリー・ギガラインタイ - ドタイプ/ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト ギ イプ/マンション・ギガラインタイプ/マンション・ハイス 9イプ」					
			イスピードタイプ/ファミリ	ミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼/ファミリー・ハ ータイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンション・スーパー /ション・ハイスピードタイプ/マンションタイプ」	イスピードタイプ/ファミ!	r ミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼/ファミリー・ハ リータイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンション・スーパー ンション・ハイスピードタイプ/マンションタイプ」					
			 インターネットVPNサービスは、上記アクセスEのご利用はできません。 	日線に記載の回線品目のみ対応いたします。他の回線品目で	 インターネットVPNサービスは、上記アクセス のご利用はできません。 	回線に記載の回線品目のみ対応いたします。他の回線品目で					